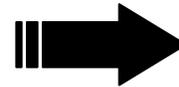


分収造林事業の経営の選択肢

考 え 方

現 状

- ◆ 社会経済情勢の変化による採算性の悪化
- ◆ 期待できない土地所有者による再造林
- ◆ 森林の有する公益的機能の重要性の高まり



今後の目指すべき姿

- ◆ 公益的機能を持続的に発揮できる森づくり
- ◆ 広葉樹を導入し、針広混交林で土地所有者に返還
- ◆ 経営改善により公的支援を最小限に抑制

経 営 の 選 択 肢

		<手続、主な処理>	<評価>主なメリット (○)、デメリット (●)	<他都道府県の類似例>
分収造林事業 の意義	<事業存廃> [A] 事業廃止	A 事業廃止 (破産手続) <ul style="list-style-type: none"> ・分収造林事業を清算・廃止 ・県が損失補償、債権放棄 	○ 今後の県の財政負担なし ● 森林荒廃による公益的機能の著しい低下の恐れ ● 投下経費のほとんどが回収不能 ● 県の損失補償の履行が必要 (三セク債活用)	なし 群馬県 (H23~H25) (事業廃止ではないが近い事例) ・原則、契約解除し、再生手続きで事業(公社)清算 ・解除できない森林は、別法人引受 ・県が損失補償 (三セク債)、債権放棄
	無	B-1 県営化 (破産手続) <ul style="list-style-type: none"> ・分収見直し同意者のみ県承継 (他は破産終了後契約解除) ・県が損失補償、債権放棄 	○ 森林の公益的機能が維持増進され、県営化により安定的な事業運営が可能 ● 県の業務量が増大し、行財政改革に逆行 ● 契約移転に多くの事務、費用が発生 ● 県の損失補償の履行が必要 (三セク債活用)	なし
	<運営主体> [B] 県	B-2 県営化 (任意整理手続) <ul style="list-style-type: none"> ・所有者同意 (分収見直しなし)による契約移転 ・県が損失補償、債権放棄 	○ 森林の公益的機能が維持増進され、県営化により安定的な事業運営が可能 ● 県の業務量が増大し、行財政改革に逆行 ● 契約移転と同時に分収見直しを行うことが困難 ● 県の損失補償の履行が必要 (三セク債活用)	神奈川県 (H22)、青森県 (H24~25) ・分収林を時価で引受 ・県が損失補償 (三セク債)、債権放棄
	有	B-3 分収見直し等改革取組後に県営化 (任意整理手続) <ul style="list-style-type: none"> ・分収見直し等改革取組後に同意者のみ県承継 (自力管理可能者は合意解除) ・県が債務引受、債権放棄 	○ 森林の公益的機能が維持増進され、県営化により安定的な事業運営が可能 ○ 損失補償をせず債務引受けを行うため他の県営化の案に比べて公的支援見込額は小 ● 県の業務量が増大し、行財政改革に逆行 ● 分収見直しは容易でなく多大な労力・手続・時間・費用が必要 ● 県の債務引受が必要	山梨県 (H24~H28) ・5年間で分収契約変更取組 ・分収林を時価で引受 ・県が債務引受、債権放棄
	事業継続	C-1 特定調停後に分収見直し等経営改善 <ul style="list-style-type: none"> ・県が損失補償、債権放棄 ・分収方式見直し等経営改善 	○ 森林の公益的機能が維持増進される ● 経営改善が不十分な場合、県民理解が得られない ● 分収見直しは容易でなく多大な労力・手続・時間・費用が必要 ● センター事業運営のための人員、資金の長期的確保が課題 ● 県の損失補償の履行が必要 (三セク債活用)	滋賀県 (H19~H22) ・特定調停を申し立てたが、公庫分は断念、県が債務引受 ・県と下流団体が債権放棄
	[C] センター	C-2 分収見直し等経営改善の中で公的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・分収方式見直し等経営改善の中で公的支援 (県の損失補償・債権放棄なし) 	○ 森林の公益的機能が維持増進される ○ 損失補償 (三セク債活用)をしないため、他案に比べて公的支援見込額は小 ● 経営改善が不十分な場合、県民理解が得られない ● 分収見直しは容易でなく多大な労力・手続・時間・費用が必要 ● センター事業運営のための人員、資金の長期的確保が課題	岡山県 (H17) ・経営目的を環境林整備に転換し、毎年10億円を40年間助成 ・事業圧縮、分収方式見直しは実施せず